

新潟市から転出する妊婦・産婦の皆様へ



転出日当日に妊婦・産婦健康診査を受診する場合、新潟市の受診票が使用できませんことがあります。下記の内容を確認してからご使用ください。

区民生活課で記載した転出届の転出予定日はいつですか

受診日と同日またはそれ以前の日付で転出予定日を記載した場合、新潟市の受診票は使用できません。

新潟市の受診票が使用できない場合

8月1日に妊婦・産婦健康診査を新潟市の医療機関で受診した。

その日のうちに、新潟市の区役所で転出予定日8月1日の転出届を出した。

8月2日に転出先自治体に転出証明書を提出し、転入日を転出予定日どおり8月1日で申し出た。この場合、7月31日までが新潟市民となり、8月1日から転出先自治体の住民となります。そのため8月1日に新潟市の妊婦・産婦健康診査受診票は使用できません。

新潟市の受診票が使用できる場合

8月1日に妊婦・産婦健康診査を新潟市の医療機関で受診した。

その日のうちに、新潟市の区役所で転出予定日8月1日の転出届を出した。

8月2日に転出先自治体に転出証明書を提出し、転入日を8月2日で申し出た。

この場合、8月1日までが新潟市民となり、8月2日から転出先自治体の住民となります。この場合は8月1日の受診について、新潟市の妊婦・産婦健康診査受診票が使用できます。

※マイナンバーカードで転出手続をした場合、転出証明書は発行されません。

新潟市の受診票が使用できないと判明するのは、該当する健康診査の約2か月後です。

判明した段階でご連絡いたします。新潟市が支払えなかった健診料は、転出先自治体が支払うことになりますが、転出先自治体への連絡はご自身でしていただくことになります。

なお、転出先自治体が産婦健康診査の助成を実施していない場合は、自己負担となりますので、ご了承ください。



担当 ☎951-8550

新潟市中央区学校町通1番町602番地1

新潟市こども未来部こども家庭課母子保健グループ

TEL 025-226-1205

FAX 025-224-3330